

令和元年度 第3回川西市PTAあり方検討会

日 時 令和元年11月17日(日)
午前10時00分～
場 所 川西市役所
7階 大会議室

1. 開 会

2. 報 告

(1) 第2回川西市PTAあり方検討会の振り返りについて

3. 議 題

(1) PTAの活動内容について

【PTA活動に関するアンケート結果について】

【PTA活動で大切にすべき点について】

4. 次回の開催について

5. その他

第 2 回川西市 PTA あり方検討会の振り返りについて

● 役員を選出について

(1) 役員選出の手法

- ・立候補が最もよい手法である。候補者がおらずかつ誰かを役員に決める必要がある場合は、免除申請を提出してもらい、免除を行い、くじ引きを了承したうえで実施するということが手法の 1 つとして考えられる。

(2) 役員選出の留意点

- ・事前に選考方法や選考過程といった選考ルールを明らかにしておく必要がある。

(3) 法的見解について

① 役員免除申請書提出について

役員免除要件を明示し、その要件を満たすか否かの確認のためなどの理由を明示したうえで、申請書の提出を求めることは法的に問題ないと思われる。

② 免除決定について

役員免除理由（病気や家庭の事情など）といった個人情報本人の同意がなければ公開することはできない。

「全員の前で公開しなければ役員をやらされる」ということを前提に、本人が「役員にならないためにやむを得ず全員の前で公開」した場合は本人の同意があったとは解釈できないため、法的に問題があると思われる。

③ くじ引きについて

「くじが当たったら役員になる」ことに同意してくじ引きに参加した場合、くじ引きで役員を決めることは、法的に問題がない。

くじ引きの場に欠席をしているにも関わらず、無理やり役員とすることは、本人の同意がないため無効である。PTA の規約等で「役員選任時の会議に欠席した会員がいた場合、当該会議において欠席会員を役員に選任することができる」という規定があった場合でも、選任への受諾がなければ効果は発生しないであろうと思われる。

●構成員からの意見(抜粋)

- ・入会届をとることはよいが、今のままの PTA で加入してくれるのかのかどうかを同時に考えていかなければならない。
- ・今秋の役員選挙については、4月もしくは5月の入会確認によって、辞退もできるということをあらかじめ言うておくべきである。くじを引く人やくじ引きで決まった人に「任意である」「入会しなくてもよい」ということを知らせておく必要があるという意見が校長会で出ている。
- ・魅力的な PTA に変えていかないと存続は難しいのではないか。
- ・自分の子どもが行っている学校の PTA であるため、当然魅力があった方がよいが、PTA の在り方を考える時に「魅力」を挙げるのは本来違っているのではないか。
- ・幼稚園での活動は園児のためにやっているという感じがするが、小中学校では疑問に思う活動が多いように感じる。
- ・PTA 活動は強制されないこととやりがいを見つけることが大切である。そのためには活動内容を先に議論し、川西流の活動に変えてから次(任意加入など法的な問題)に進むべきである。
- ・PTA 活動をもっと子どもの方に視点を置いて考えていくとよいのでは。
- ・活動など今まで歴史のあるものには理由があるので簡単には変えられない。変えようとするには相当エネルギーがいるだけでなく、大きな風が校長先生に来るため、校長先生を助けてあげてほしい。
- ・PTA は頼みやすいため誰もが気軽にお願いすることが多い。それをお願いする側が勇気をもってやめないと PTA 会員の保護者は納得されないと思う。
- ・「活動を思い切ってやめてみて、だめならもう一度復活してもよい。」というぐらいの見直しをしてもよいと思う。

- PTA 連合会から提供のあった「入会届(案)」、「会費引落委託同意書(案)」、「退会届(案)」、「委任契約書(案)」はひな形であり、どのように使用するかは単位 PTA の判断である。また、時期についても、単位 PTA の中で検討していただく。

- 次回は、PTA の活動内容について引き続き議論を進めていく。

資料 2

令和元年 10 月 18 日

各小・中・特別支援学校長 様
各市立幼稚園長 様
各 PTA 会長 様

川西市 PTA あり方検討会座長

川西市 PTA あり方検討会の検討経過について（お知らせ）

仲秋の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

さて、川西市 PTA あり方検討会では、保護者や教育関係者らが PTA 活動への相互理解を深め、持続可能な組織や誰もが参加しやすい PTA 活動あり方の検討のきっかけづくりを行うための議論をすすめているところです。

今般、第 1 回検討会（7 月 20 日開催）において、「任意加入」「個人情報」「会費の徴収」について課題の抽出と確認を行いました。そして、第 2 回検討会（9 月 16 日開催）において協議を行い、これらの課題への対応方策をとりまとめたところです。

つきましては、別紙（「任意加入」「個人情報」「会費の徴収」について）を送付させていただきますので、貴校・園 PTA のよりよい活動に向けた検討資料として、ご活用いただけましたら幸いです。また、会議の詳細情報は、川西市教育委員会事務局教育推進部社会教育課のHPに掲載しておりますことを申し添えます。

なお、本検討会は今後も議論を続けてまいりますので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(担当)

〒666-8501

川西市中央町 1 2 番 1 号

川西市教育委員会教育推進部社会教育課

大屋敷・井関・田中

TEL 072-740-1215 FAX 072-740-1339

E-MAIL kawa0067@city.kawanishi.lg.jp

「任意加入」「個人情報」「会費の徴収」について

(1) 任意加入について

- ・任意加入について周知する。
(PTA の意義や活動内容、任意団体や入退会は任意であることを明記した PTA 規約を配布して、十分な説明を行う)
- ・加入意思の確認(加入届の提出)を行う。
 - ◎加入届に必要な事項
 - ・PTA の会員になることの意味確認
 - ・入会届の取扱い(保管や返却など)
 - ・個人情報(住所や連絡先など名簿作成に必要な事項)を収集することも可。ただし、その場合、個人情報は PTA 活動の目的にのみ使用することを明記する。
 - ・会費の引き落としなどの同意を求めることも可。
- ・退会の申し出があったときには退会届の提出を求める。

(2) 個人情報について

- ・単位 PTA ごとに、個人情報の取り扱い規定を定める。
 - ◎個人情報取り扱い規定に必要な事項
 - ・目的 ・責務 ・管理者、取扱者 ・収集方法
 - ・利用目的 ・管理 ・第三者提供への制限 ・情報開示等
- ・個人情報の収集は PTA が行うことが望ましい。
(第三者に提供する場合、同意を得る必要があるため)

(3) 会費の徴収について

- ◎PTA が直接徴収する場合
 - ・保護者に徴収金額や徴収方法を説明し、同意を得る。
 - ・保護者から引き落とし口座などの個人情報を得る。
- ◎学校徴収金と併せて徴収する場合
 - ・学校と業務の委任契約を締結する。
 - ・保護者に委任契約を締結していることを知らせる。
 - ・保護者に学校徴収金と一緒に引き落とすことの同意を得る。